官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○不動産登記規則の一部を改正する省令（法務五三）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する件（厚生労働二八八）　二
〔その他告示〕
○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（内閣府一二九、一三〇）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五九七～一六〇九）　四
○地すべり防止区域を指定する件（国土交通九七七）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九七八～九八〇）　六
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二五）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　消費者庁　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
通　運　七
海事補佐人の登録（海難審判所）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示四、大阪同三、兵庫同七、福岡同二）　七
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委告示配三）　七
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明　三〇
特殊法人等
警察共済組合役員の就職関係
会社その他

省令

○法務省令第五十三号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）を実施するため、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十日

法務大臣　平口　洋

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（裁判所への通知） **第百八十七条**　登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 一　法第百六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項、第七十六条の三第四項又は第七十六条の五の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。 二　［略］	（裁判所への通知） **第百八十七条**　登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 一　法第百六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定を除く。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百八十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(3)　（略） (4)　デキストロメトルファン・クレゾールスルホン酸（一mL中デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物として二・五mg及びクレゾールスルホン酸カリウム十五mgを含有する小児用シロップ剤に限る。） (5)～(17)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(3)　（略） （新設） (4)～(16)　（略） 二　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示（令和七年厚生労働省告示第二百七十九号）を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品第一号中「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に改め、同表改正後欄の同告示第一号中「(15)」を「(16)」に改める。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

その他告示

○内閣府告示第百二十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第七十二号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年十月十四日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道平取町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　平取町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百三十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第五十四号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年十月十四日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道浦河町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　浦河町アイヌ施策推進地域計画

○農林水産省告示第千五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市田口町字白山八の一から八の一七まで、一四、一五、一六の一、一六の二、一七から二二まで、二七、二八の一、二八の二、二九、字六ツ石一の一、一の二、一の四、一八から二〇まで、二一の一から二一の三一まで、字池田一、二の一、二の二、四の一から四の一まで、八の一から八の三まで、八の五、八の六、九、一〇、一二、一三、一六の一、一六の二、一七、一九の一、一九の二、字梅須二、二の六、三の一から三の四まで、四、五の一、五の二、六の一、六の二、七、八、一〇、一一、一四、一五の一、一七の一、一七の三、一七の四、一七の六、一八の一、一九、二〇、二三の一、二三の二、二四、三〇から三二まで、三五の一、三五の三、三五の四、三六の一、三六の二、三七、三八、四二の一、四二の二、四三、四五の一、四六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採に係る伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県三豊市三野町吉津字角林丙二三三の三、丙二三三の四、丙二三三の九、丙二三三の一〇、丙二三五の一、丙二三六の二、丙二三八の五二、丙二三八の七七、丙二三八の七九から丙二三八の一〇一まで、丙二三八の一〇三から丙二三八の一〇八まで、丙二三八の一一〇から丙二三八の一二二まで、丙二三八の一二四、丙二三八の一二六、丙二三八の一三六から丙二三八の一三八まで、丙二三八の一四〇、丙二三八の一四八、丙二三八の一四九、丙二三八の一五一、丙二三八の一六五、丙二三八の甲七八、丙二三八の甲一二三、丙二三八の甲一二七、丙二三八の甲一二九から丙二三八の甲一三三まで、丙二三八の甲一三五、丙二三八の甲

一四一、丙二三八の甲一四二、丙二三八の甲一四四から丙二三八の甲一四七まで、丙二三八の甲一五二、丙二三九の一、丙二四〇の一、丙二四一の一、丙二四二の一、丙二四五の一、丙二四六から丙二四八まで、字丸林丙二六五の一二から丙二六五の一七まで、丙二七二の一から丙二七二の一七まで、丙二七三の一から丙二七三の一七まで、丙二七五の一から丙二七五の八まで、丙二七五の一〇から丙二七五の一七まで、丙二七五の二五、丙二八五の一、丙二八五の二、丙二八六の一、丙二八六の四、丙三〇八の三、丙三〇九の三、丙三一一の一、丙三一一の二、丙三一二、丙三一四の一、丙三一五、丙三一六の一から丙三一六の二〇まで、丙三二一の一、丙三二二の一、丙三二三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県三豊市山本町財田西字向井川八七の一、八八の一、九二、九四の二、九五の一、一〇六の二一、一一九の九、一一九の一〇、字前山下一二六四の一、字前山谷一四一〇の一、一四一〇の三、字鹿ノ谷一四四九の一から一四四九の四まで、一四四九の六、一四四九の二八、一四七二、一四七五の一、一四七六の一、一四七六の二、一四七六の四、一四九五の二、一四九九の二、一五〇〇の一、一五〇四の一、一五二二の二、一五四六、一五四七の一、一五五八の一、一五六六、山本町河内字井手口一三九七の一、一三九七の二、一四〇〇の一から一四一〇〇の四まで、一四一六の一から一四一六の三まで、一四四九の二、字小野一四五九の二、字樫ノ木一四九四、一四九五の一、一五〇〇、一五〇一の一、一五〇一の二、字蜂ヶ谷一八九七の八、一八九七の一〇、字正体一八九八の四、一八九八の三八から一八九八の四〇まで、字菅ノ谷二〇七八の七から二〇七八の九まで（以上三筆国有林）、二〇七八の一、二〇七八の六、二一二六の一、二一二六の二、字逆瀬二二九八の三、二二九八の四、二二九八の二八から二二九八の三一まで、字城ヶ原二三八二の二、二三九九の一、二四一六、二四一七の一、字弥助谷二四一八の九八（国有林）、二四一八の一、二四一八の四六、字批把原二四二四の五、二四二四の六、字耳谷二五八〇の四（国有林）、二五四五、二五四七、二五六五、二五六八の二、二五八〇の一、二六〇二の四、二六〇二の五、二六〇三の二、二六〇四の三、二六〇四の四、字坪屋二七六一の一、山本町大野字樋ノ本三二四五の一から三二四五の三まで、三二八七、字山下三二八八、三二九一、三二九四、三二九六、三二九八、三二九九、三三〇〇の一、三三〇〇の二、三三〇一から三三〇三まで、三三一〇、三三二九、字赤塚三三九七、三三九九、三四〇〇、三四一九、三四二一、三四二三、三四二四、字鹿ノ谷三四三七、三四三八、三四五五、三四五七、三四六〇、字香原三四六一、三四六四、三四七六、三四八一、三四八三、三四八五、山本町辻字逢坂四九九八の一、四九九九、五〇〇〇の一、五〇〇〇の二、五〇〇二、五〇〇三、五〇〇四の一、五〇〇四の二、五〇〇六の一、字竹谷五〇三八、五〇四〇の一から五〇四〇の三まで、五〇四〇の五から五〇四〇の八まで、五〇四〇の一〇、五〇四〇の一一、五〇四〇の一五、山本町神田字裏山乙六七九の一、乙六七九の二、乙六八一から乙六八四まで、乙六八六、乙六九二の一、乙六九六、乙六九七、乙六九八の一、乙七〇五の二から乙七〇五の四まで、乙七〇七、乙七〇九の一、乙七〇九の三から乙七〇九の五まで、乙七〇九の二三、乙七〇九の二五、乙七〇九の二七、乙七〇九の二八、乙七二五の一、乙七二六の一、乙七二九の一、乙七二九の三、乙七三の一、乙七三の二、乙七四四の二、乙七四四の三、乙七四五の一から乙七四五の四まで、字西岩瀬乙九三二、乙九三六の一、乙九三六の六から乙九三六の九まで、乙九三六の一一から乙九三六の一四まで

一四一、丙二三八の甲一四二、丙二三八の甲一四四から丙二三八の甲一四七まで、丙二三八の甲一五二、丙二三九の一、丙二四〇の一、丙二四一の一、丙二四二の一、丙二四五の一、丙二四六から丙二四八まで、字丸林丙二六五の一二から丙二六五の一七まで、丙二七二の一から丙二七二の一七まで、丙二七三の一から丙二七三の一七まで、丙二七五の一から丙二七五の八まで、丙二七五の一〇から丙二七五の一七まで、丙二七五の二五、丙二八五の一、丙二八五の二、丙二八六の一、丙二八六の四、丙三〇八の三、丙三〇九の三、丙三一一の一、丙三一一の二、丙三一二、丙三一四の一、丙三一五、丙三一六の一から丙三一六の二〇まで、丙三二一の一、丙三二二の一、丙三二三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県三豊市山本町財田西字向井川八七の一、八八の一、九二、九四の二、九五の一、一〇六の二一、一一九の九、一一九の一〇、字前山下一二六四の一、字前山谷一四一〇の一、一四一〇の三、字鹿ノ谷一四四九の一から一四四九の四まで、一四四九の六、一四四九の二八、一四七二、一四七五の一、一四七六の二、一四七六の四、一四九五の二、一四九九の二、一五〇〇の一、一五〇四の一、一五二二の二、一五四六、一五四七の一、一五五八の一、一五六六、山本町河内字井手口一三九七の一、一三九七の二、一四〇〇の一から一四一〇〇の四まで、一四一六の一から一四一六の三まで、一四四九の二、字小野一四五九の二、字樫ノ木一四九四、一四九五の一、一五〇〇、一五〇一の一、一五〇一の二、字蜂ヶ谷一八九七の八、一八九七の一〇、字正体一八九八の四、一八九八の三八から一八九八の四〇まで、字菅ノ谷二〇七八の七から二〇七八の九まで（以上三筆国有林）、二〇七八の一、二〇七八の六、二一二六の一、二一二六の二、字逆瀬二二九八の三、二二九八の四、二二九八の二八から二二九八の三一まで、字城ヶ原二三八二の二、二三九九の一、二四一六、二四一七の一、字弥助谷二四一八の九八（国有林）、二四一八の一、二四一八の四六、字批把原二四二四の五、二四二四の六、字耳谷二五八〇の四（国有林）、二五四五、二五四七、二五六五、二五六八の二、二五八〇の一、二六〇二の四、二六〇二の五、二六〇三の二、二六〇四の三、二六〇四の四、字坪屋二七六一の一、山本町大野字樋ノ本三二四五の一から三二四五の三まで、三二八七、字山下三二八八、三二九一、三二九四、三二九六、三二九八、三二九九、三三〇〇の一、三三〇〇の二、三三〇一から三三〇三まで、三三一〇、三三二九、字赤塚三三九七、三三九九、三四〇〇、三四一九、三四二一、三四二三、三四二四、字鹿ノ谷三四三七、三四三八、三四五五、三四五七、三四六〇、字香原三四六一、三四六四、三四七六、三四八一、三四八三、三四八五、山本町辻字逢坂四九九八の一、四九九九、五〇〇〇の一、五〇〇〇の二、五〇〇二、五〇〇三、五〇〇四の一、五〇〇四の二、五〇〇六の一、字竹谷五〇三八、五〇四〇の一から五〇四〇の三まで、五〇四〇の五から五〇四〇の八まで、五〇四〇の一〇、五〇四〇の一一、五〇四〇の一五、山本町神田字裏山乙六七九の一、乙六七九の二、乙六八一から乙六八四まで、乙六八六、乙六九二の一、乙六九六、乙六九七、乙六九八の一、乙七〇五の二から乙七〇五の四まで、乙七〇七、乙七〇九の一、乙七〇九の三から乙七〇九の五まで、乙七〇九の二三、乙七〇九の二五、乙七〇九の二七、乙七〇九の二八、乙七二五の一、乙七二六の一、乙七二九の一、乙七二九の三、乙七三の一、乙七三の二、乙七四四の二、乙七四四の三、乙七四五の一から乙七四五の四まで、字西岩瀬乙九三二、乙九三六の一、乙九三六の六から乙九三六の九まで、乙九三六の一一から乙九三六の一四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮崎県小林市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
木曽町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県駒ヶ根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松本市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第九百七十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　岡山県金谷宮組地すべり防止区域
岡山県新見市金谷の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	34°58′18.3159″	133°27′52.9940″
2	34°58′18.9250″	133°27′52.0174″
3	34°58′20.2916″	133°27′48.7075″
4	34°58′22.2134″	133°27′48.6923″
5	34°58′26.7610″	133°27′50.0293″
6	34°58′26.6748″	133°27′52.5051″
7	34°58′26.8559″	133°27′53.6097″

8	34°58′26.0877″	133°27′54.9130″
9	34°58′25.0754″	133°27′55.5778″
10	34°58′23.6652″	133°27′56.3745″
11	34°58′19.9856″	133°27′55.5191″
12	34°58′18.2597″	133°27′54.1524″

○国土交通省告示第九百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県石巻市相野谷

字旧屋敷　三五番一　一号から三号まで

地先道路敷　三五番一　四号から六号まで、十号及び十一号

三五番一　七号から九号まで

地先水路敷　十二号及び十三号

三七番　十七号から十九号まで

五番　二十号から二十二号まで

三番　二十三号及び二十四号

七番　二十五号

九番二　二十六号

九番一　二十七号から三十号まで

六番　十四号から十六号まで

地先水路敷

一番

字裏山

○国土交通省告示第九百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第百六十六号で指定した大沢川に掲げる土地の区域を除く。）

茨城県常陸大宮市秋田

字下平　一〇五七番一　一号から十一号まで

一〇五六番一　十二号

一〇七〇番二　十三号

地先道路敷　一〇七〇番二　十四号から十六号まで及び二十四号から二十六号まで

一〇六一番一　十七号から二十三号まで

茨城県常陸大宮市中居

字小沢戸　二九〇番　三十三号から四十八号まで

二九一番二　二十七号から三十二号まで

○国土交通省告示第九百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大平一

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県天草市栖本町河内の区域内の土地のうち、次の一点から四十四点までを順次結んだ線及び一点と四十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°26′36.8076″	130°18′28.8667″
2	32°26′36.6997″	130°18′29.3302″
3	32°26′36.1691″	130°18′29.8232″
4	32°26′35.2422″	130°18′29.7559″
5	32°26′33.6852″	130°18′30.8248″
6	32°26′32.7768″	130°18′30.3187″
7	32°26′31.9278″	130°18′29.4479″
8	32°26′29.1570″	130°18′31.0342″
9	32°26′29.7599″	130°18′29.9453″
10	32°26′30.1254″	130°18′29.5051″
11	32°26′31.6462″	130°18′28.7027″
12	32°26′32.3210″	130°18′29.3162″
13	32°26′35.6195″	130°18′27.8504″
14	32°26′34.5004″	130°18′24.0443″
15	32°26′33.7937″	130°18′22.3813″
16	32°26′33.4924″	130°18′21.7234″
17	32°26′33.6152″	130°18′21.6773″
18	32°26′33.8650″	130°18′21.5516″
19	32°26′34.0836″	130°18′21.4641″
20	32°26′34.2015″	130°18′21.4045″
21	32°26′34.3048″	130°18′21.3327″
22	32°26′34.4691″	130°18′21.3376″
23	32°26′34.5302″	130°18′21.3623″
24	32°26′34.5221″	130°18′21.4542″
25	32°26′34.1342″	130°18′21.8629″
26	32°26′34.1262″	130°18′22.2026″
27	32°26′34.4299″	130°18′22.4853″
28	32°26′34.7414″	130°18′23.2467″
29	32°26′34.9965″	130°18′24.4193″
30	32°26′35.1837″	130°18′24.3393″
31	32°26′35.2766″	130°18′24.2820″
32	32°26′35.5034″	130°18′24.0454″
33	32°26′35.6308″	130°18′23.9991″
34	32°26′35.6300″	130°18′24.0274″
35	32°26′35.6011″	130°18′24.0380″
36	32°26′35.5148″	130°18′24.0693″
37	32°26′35.3603″	130°18′24.2305″
38	32°26′35.2657″	130°18′24.3190″
39	32°26′35.0115″	130°18′24.4699″
40	32°26′35.8457″	130°18′27.0915″
41	32°26′36.2223″	130°18′28.3713″
42	32°26′35.8107″	130°18′28.8688″
43	32°26′36.6023″	130°18′29.0234″
44	32°26′36.7125″	130°18′28.7910″

○海上保安庁告示第二十五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 204　あまみ PL 205　ごとう （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 204　あまみ （略）

巡視艇
船名
番号
（略）
CL 87 わかかぜ
（略）

特殊警備救難艇
船名
番号
（略）
SS 76 しりうす
（略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） CL 87　わかかぜ CL 88　いけかぜ （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） CL 87　わかかぜ （略）
特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS 76　むりぶし （略）	特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS 76　しりうす （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PLH 01　そうや PLH 02　つがる （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PLH 01　そうや PLH 02　つがる （略）

附　則

この告示は、令和七年十月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和七年十一月十二日

二　第三条の規定　令和七年十二月十九日

国会事項

衆議院

報告書受領

十月二十八日内閣から次の報告書を受領した。

過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく「令和六年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告

参議院

質問主意書提出

十月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

国立公文書館によるＳＮＳ上での寄附の募集に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二一二号）

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二一三号）

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条（ｃ）の共謀に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二一四号）

高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二一五号）

報告書受領

十月二十八日内閣から、過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づく「令和六年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

財務大臣　片山さつき

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる

開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる

投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる

外務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣　赤澤　亮正

二千二十五年アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は令和七年十一月十三日までとする（各通）

（通商政策局長）経済産業事務官　荒井　勝喜

（大臣官房審議官兼経済局、中南米局）外務事務官　渡邊　滋

二千二十五年アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年十一月十三日までとする（各通）

（通商政策局通商交渉官）経済産業技官　田村　英康

二千二十五年アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表随員を命ずる

期間は令和七年十一月十三日までとする（以上十月二十八日）

消費者庁

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　爲藤里英子

消費者庁消費者安全課長に転任させる

（消費者庁参事官（人事・会計等担当））同　阪口　理司

消費者庁消費者安全課長の併任を解除する（以上十月二十一日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十月二十四日午後零時四十分御出門、第二百十九回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時十九分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、トルコの共和国記念日につき、十月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

通　　運

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和七年十月二十日

海難審判所長　横井　幸治

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六六一	仁多　一徳	七・七・一六
二六六二	惠木　大輔	〃・九・一九

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,100円」を「１時間1,165円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第４号中「１時間1,119円」を「１時間1,194円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,116円」を「１時間1,180円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,106円」を「１時間1,176円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月10日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０７９号

東京都港区新橋３丁目11番８号　オーイズミ新橋第２ビル４Ｆ
清算株式会社　ＴＳ株式会社
代表清算人　宮崎　誠司
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０８０号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　マリーン観光開発株式会社
代表清算人　佐藤　利規
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３９号

東京都国分寺市南町３丁目23番４号第三浦野ビル３階
清算株式会社　株式会社英智エデュケーション
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００６号

兵庫県三木市末広３丁目10番３号
清算株式会社　株式会社イスペット
代表清算人　藤田　眞一
1　決定年月日　令和７年10月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　全協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
2　清算に必要な費用を控除しても清算株式会社の財産が残ったとき、及び、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者藤田眞一、同藤田紀子、同藤岡貴志を除く各協定債権者に対し、令和６年10月29日現在の非保全元本額（尼崎信用金庫18,500,427円、兵庫県信用保証協会42,651,650円）の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が第１項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
3　各協定債権者が、根抵当権の実行により弁済を受けた場合は、各協定債権者が第１項により行った債務の免除は、弁済を受けた金額の限度において効力を失うものとする。
4　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の各協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　六十四頁（号外第一七九号）

令和七年十月三十日

埼玉県入間市狭山台一八番地一

（甲）株式会社啓和運輸

代表取締役　川島　満

群馬県伊勢崎市柴町一七〇七番

（乙）株式会社北関東啓和運輸

代表取締役　大纏　明典

栃木県鹿沼市茂呂一七八〇番地一五

（丙）平野運送株式会社

代表取締役　片桐　淳一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://www.seiko-co.com/ir/pdf/bm202503koukoku.pdf

令和七年十月三十日

静岡県静岡市清水区天神二丁目八番一号

（甲）静甲株式会社

代表取締役　鈴木　孝典

静岡県静岡市清水区天神二丁目八番一号

（乙）株式会社ビルメンテ

代表取締役　大石　透

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　一一六頁（号外第二三七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月三十日

名古屋市守山区翠松園三丁目一六〇五番地

（甲）株式会社ＤＣ－ｅｓｔａｔｅ

代表取締役　楠元　賢一

名古屋市守山区翠松園三丁目一六〇五番地

（乙）有限会社チャンピオンズ

代表取締役　楠元　賢一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　五十五頁（号外第六十七号）

令和七年十月三十日

徳島県阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

（甲）日亜化学工業株式会社

代表取締役　小川　裕義

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

（乙）アルパッド株式会社

代表取締役　丸谷　幸利

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社栗原医療器械店（乙、住所群馬県太田市清原町四番地の六）のエージェント事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.kuribara.co.jp/news_cat/ir

令和七年十月三十日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア四階　株式会社レップス

代表取締役　浅賀　太一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　五十八頁（号外第二三〇号）

令和七年十月三十日

愛媛県四国中央市三島宮川三丁目六番一〇号

（甲）株式会社ホワイト

代表取締役　大西　卓

愛媛県四国中央市三島宮川三丁目六番一〇号

（乙）白洋舎株式会社

代表取締役　大西　卓

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社テクニス・ソリューション（住所東京都千代田区九段南二丁目三番一号）に対して当社の発電・エネルギー事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十四頁（号外第二三三号）

令和七年十月三十日

東京都千代田区九段南二丁目三番一号

株式会社テクニス

代表取締役　望月　博

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する池田泉州Ｍ＆Ａソリューション株式会社（住所大阪市北区茶屋町一八番一四号）に対して当社のＭ＆Ａ支援事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.sihd-bk.jp/aboutus/investors/

令和七年十月三十日

大阪市北区茶屋町一八番一四号

株式会社池田泉州銀行

代表取締役　阪口　広一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社福士とし、効力発生日は令和八年一月五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

北海道函館市青柳町一三番一四号

福士合名会社

代表社員　福士　博司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

東京都中央区銀座六丁目四番八―八〇三号

合同会社M．COMPANY

代表社員　高山　幸博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

東京都中央区銀座六丁目六番一九号新太炉ビル地下一階

合同会社S．COMPANY

代表社員　荻原　末子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

東京都港区南青山六丁目一三番二四号

合同会社AYK26

代表社員　峯村　悠吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社ＹＡＳＵＤＡ

代表社員　安田　敦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

東京都港区赤坂二―八―一一赤坂山王プラザ四Ｆ一号

合同会社ＪＴＢＳ

代表社員　庄本麻衣子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉五丁目九番三七―二号

One Additive合同会社

代表社員　辻　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＬＥＧＡＬＩＳＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

名古屋市中川区万場二丁目六一二番地の四

合同会社ＬＥＧＡＬＩＳＳ

代表社員　大坪　丈二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

名古屋市昭和区塩付通六丁目七六番地の一

合資会社フクザワコーポレーション

代表社員　福澤　敏夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

神戸市垂水区北舞子四丁目一〇番二五号

ワイズホーム合同会社

代表社員　宗元　裕介

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月五日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十一月十九日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス

代表取締役社長　西山　泰央

東京都千代田区九段南四丁目二番一一号

アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ

（乙）ＨＩＢＣ株式会社

代表取締役　鉢嶺　登

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月五日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十一月十九日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス

代表取締役社長　西山　泰央

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一―一〇〇七号

（乙）株式会社タイム・アンド・スペース

代表取締役　野内　敦

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十月三十日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五五四八番地

株式会社ヒワキ

代表取締役　松下　順紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月三十日

福島県いわき市四倉町字東一丁目二〇番地

有限会社アポクリエート

代表取締役　川田　静

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千四百四十三万六千三百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　十三頁

令和七年十月三十日

東京都渋谷区渋谷二丁目二―一七

イチロウ株式会社

代表取締役　水野　友喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月三十日

愛知県名古屋市名東区文教台二丁目五〇八番地Ｄ棟

ＡＴＣ合同会社

代表社員　白　鷺

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を二億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第八十八号）

令和七年十月三十日

東京都中央区日本橋室町一丁目一番一二号日本橋水野ビル七階

テンセグリティファーマ株式会社

代表取締役　中原　崇人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一四六、八八五、〇〇〇円、資本準備金の額を一九五、八八五、〇〇〇円減少し、それぞれ五〇、〇〇〇、〇〇〇円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/473246/announces/34518

令和七年十月三十日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ門グローバルスクエア五一九

株式会社Ｎｉｃｅ　Ｅｚｅ

代表取締役　松浦　学

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十日

岐阜県瑞浪市陶町水上八二九番地

山十商事株式会社

代表取締役　伊藤　和正

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して旧サクラ工業株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十一月二十日です。

令和七年十月三十日

静岡県浜松市中央区半田町一八番地

サクラ工業株式会社

代表取締役　平野　貴大

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十日

三重県四日市市九の城町四番二一号

フジサワ化成株式会社

代表取締役　藤澤　雅人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月三十日

広島県安芸郡坂町北新地四丁目一番三九号

新和産業株式会社

代表取締役　酒井　俊彦

株式分割につき通知公告

当社は、株式三千株を三万株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十一月二十日です。

令和七年十月三十日

東京都港区六本木二丁目三番二号

株式会社Logos&Pathos Consulting

代表取締役　山下　哲生

訂正公告

令和七年九月十九日掲載の吸収分割公告中、乙の住所「東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内」とあるは「東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月三十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２２号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２２号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

（乙）ブルースカイパワー１号合同会社

代表社員　ブルースカイパワー１号Ｈ

Ｄ一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

訂正公告

令和七年九月十九日掲載の吸収分割公告中、乙の住所「東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内」とあるは「東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月三十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２２号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２２号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワー１号合同会社

代表社員　ブルースカイパワー１号Ｈ

Ｄ一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

訂正公告

令和七年九月十九日掲載の吸収分割公告中、乙の住所「東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内」とあるは「東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月三十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ソーラーペタル合同会社

代表社員　ソーラーペタルホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

訂正公告

令和七年九月十九日掲載の吸収分割公告中、乙の住所「東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内」とあるは「東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月三十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワー１号合同会社

代表社員　ブルースカイパワー１号Ｈ

Ｄ一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

正　誤

令和七年九月三十日（号外第二百十八号）公布法務省・厚生労働省令第四号（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

二四九ページ上段終りから一二行目「監理型育成就労実施者が」を削る。